

第 1 期  
(第4四半期)

## 計 算 書 類

自 平成27年10月30日  
至 平成28年 3月31日

埼玉県 川越市 脇田本町 13番22号

株式会社 川越学校給食サービス

貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

株式会社 川越学校給食サービス

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	( 29,538,459 )	流動負債	( 1,129,594 )
現金及び預金	28,937,595	未払費用	1,040,400
開発事業等支出金	600,864	未払法人税等	74,900
		預り金	14,294
		負債の部合計	1,129,594
		純資産の部	
		株主資本	( 28,408,865 )
		資本金	30,000,000
		利益剰余金	( △ 1,591,135 )
		その他利益剰余金	( △ 1,591,135 )
		繰越利益剰余金	△ 1,591,135
		純資産の部合計	28,408,865
資産の部合計	29,538,459	負債及び純資産の部合計	29,538,459

## 損 益 計 算 書

(自 平成27年10月30日 至 平成28年 3月31日)

株式会社 川越学校給食サービス

(単位：円)

科 目	金 額
I 売上高	0
II 売上原価	0
売上総利益	0
III 販売費及び一般管理費	1,517,114
営業利益	△ 1,517,114
IV 営業外収益	0
受取利息	1,037
V 営業外費用	0
経常利益	△ 1,516,077
税引前当期純利益	△ 1,516,077
法人税、住民税及び事業税	75,058
当期純損失	△ 1,591,135

販売費及び一般管理費

自 平成27年10月30日

至 平成28年 3月31日

株式会社 川越学校給食サービス

(単位：円)

科目	金額	
事務用品費	13,982	
通信交通費	6,482	
租税公課	363,996	
業務委託費	1,114,135	
雑費	18,519	
販売費及び一般管理費		1,517,114

## 株主資本等変動計算書

(自 平成27年10月30日 至 平成28年 3月31日)

株式会社 川越学校給食サービス

(単位：円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
	繰越 利益剰余金				
当期首残高	30,000,000	-	-	30,000,000	30,000,000
当期変動額					
当期純損失		△ 1,591,135	△ 1,591,135	△ 1,591,135	△ 1,591,135
当期変動額合計	-	△ 1,591,135	△ 1,591,135	△ 1,591,135	△ 1,591,135
当期末残高	30,000,000	△ 1,591,135	△ 1,591,135	28,408,865	28,408,865



# 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月 9日

株式会社川越学校給食サービス

取締役会 御中

成川毅 公認会計士事務所

公認会計士

成川毅



私は、会社法第436条第2項第1号の規定に準じて、株式会社川越学校給食サービスの平成27年10月30日から平成28年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

私は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上